

議案第165号

大阪市立学校の授業料等及び幼稚園の使用料に関する条例の一部を改正  
する条例案

大阪市立学校の授業料等及び幼稚園の使用料に関する条例（昭和26年大阪市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「大阪市立咲くやこの花中学校」を「大阪市立咲くやこの花中学校及び大阪市立水都国際中学校」に改める。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

平成29年11月30日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

水都国際中学校の入学検定料を定めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

(太字は改正)

大阪市立学校の授業料等及び幼稚園の使用料に関する条例 (抄)

(入学検定料及び入学料)

第5条 省 略

- 2 大阪市立咲くやこの花中学校及び**大阪市立水都国際中学校**の入学検定料の額は、2,200円とする。